大和市高齢者福祉サービス事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月２９日

大和市長　大　木　　哲

大和市規則第２８号

大和市高齢者福祉サービス事業実施規則の一部を改正する規則

大和市高齢者福祉サービス事業実施規則（平成２１年大和市規則第５５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中第５号を削り、第６号を第５号とする。

第３条中「受けようとする者」の次に「（以下「申請者」という。）」を加える。

第７条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第８条とし、第６条を第７条とし、第５条の次に次の１条を加える。

（暴力団等の排除）

第６条　市長は、大和市暴力団排除条例（平成２３年大和市条例第４号）第８条の規定により、この規則による助成事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和２９年法律第１６２号）第４７条第１項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、申請者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会（以下「照会」という。）を行うことができる。

２　市長は、前項に規定する照会により申請者が暴力団等に該当するときは、第４条第１項の規定による決定を行わない。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。